

議案第20号

令和7年度教職員定期人事異動方針について

令和7年度教職員定期人事異動方針を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年10月21日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第2条第1項第5号の規定により必要があるからである。

別紙

令和7年度教職員定期人事異動方針

刈谷市教育委員会

- 1 愛知県教育委員会の人事異動方針を遵守する。
- 2 教科関係・年齢構成・男女比等に配慮し、各校の教職員構成の充実・均衡に努める。
- 3 個々の教員の力量が十分発揮され、活力に満ちた学校経営がなされるように配慮する。
- 4 特別支援教育の充実、広域交流・へき地派遣・特別支援学校への交流派遣を推進する。
- 5 小学校と中学校間の教員の交流を積極的に進める。

議案第 22 号

刈谷市体育施設条例施行規則の一部改正について

刈谷市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 6 年 10 月 21 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市体育施設条例施行規則（昭和 48 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「井ヶ谷グラウンド」を「井ヶ谷グラウンド 双葉グラウンド」に、

「港町グラウンド」を「亀城グラウンド 港町グラウンド」に改める。

別表第 2 中 「井ヶ谷グラウンド」を「井ヶ谷グラウンド 亀城グラウンド 双葉グラウンド」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定（刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則（平成 13 年教育委員会規則第 9 号）別表一般施設の項中「井ヶ谷グラウンド」を「井ヶ谷グラウンド 亀城グラウンド 双葉グラウンド」に改める部分に限る。）は、同年 1 月 1 日から施行する。

（刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則の一部改正）

- 2 刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則の一部を次のように改正する。

別表一般施設の項中「井ヶ谷グラウンド」を「井ヶ谷グラウンド 亀城グラウンド 双葉グラウンド」に、「神田公園テニスコート 亀城公園運動広場 双葉小学校分離校予定地」を「神田公園テニスコート」に改める。

提案理由

この案を提出したのは、亀城グラウンド及び双葉グラウンドの設置に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市体育施設条例施行規則

新			旧		
別表第 1 (第 3 条関係)			別表第 1 (第 3 条関係)		
区分		使用時間	区分		使用時間
刈谷市体育館 刈谷球場 小垣江グラウンド 井ヶ谷グラウンド <u>双葉グラウンド</u> ウィングアリーナ刈谷		午前 9 時から午後 9 時まで	刈谷市体育館 刈谷球場 小垣江グラウンド 井ヶ谷グラウンド ウィングアリーナ刈谷		午前 9 時から午後 9 時まで
<u>亀城グラウンド</u> 港町グラウンド		午前 9 時から日没まで	港町グラウンド		午前 9 時から日没まで
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
別表第 2 (第 4 条関係)			別表第 2 (第 4 条関係)		
名称		使用区分	名称		使用区分
略		略	略		略
刈谷球場 小垣江グラウンド 井ヶ谷グラウンド <u>亀城グラウンド</u> <u>双葉グラウンド</u> 港町グラウンド グリーングラウンド刈谷		貸切使用	刈谷球場 小垣江グラウンド 井ヶ谷グラウンド 港町グラウンド グリーングラウンド刈谷		貸切使用
略		略	略		略